

香取広域市町村圏事務組合会計管理者の権限に属する事務の一部委任 に関する規則

平成28年 3 月 31 日

規則第 4 号

(委任)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条第 4 項の規定により、会計管理者の権限に属する事務のうち、会計管理者をして別表左欄に掲げる事務について、同表中欄に掲げる出納員に委任し、かつ、その委任により出納員の権限に属する事務を右欄に掲げる分任出納員に委任する。

(領収印)

第 2 条 出納員及び分任出納員は、前条の規定に基づく事務の執行に当たり、別記様式の領収印を使用する。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条）

委任する事務	出納員	分任出納員
し尿処理手数料収納事務 可燃ごみ処理手数料収納事務 北総斎場使用料収納事務	事務局長の職にある出納員	事務局に属する分任出納員
じん芥処理手数料収納事務	事務局長の職にある出納員	事務局及び伊地山クリーンセンター並びに長岡不燃物処理場に属する分任出納員
おみがわ聖苑使用料収納事務	事務局長の職にある出納員	事務局及びおみがわ聖苑に属する分任出納員

別記様式（第 2 条）

